

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年 2月20日(月) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 18名(委員総数18名)

会 長	1 番	中浦 優						
副会長	2 番	岩倉 節夫						
委 員	3 番	栗田 美博	4 番	松浦 功	5 番	近藤 茂義		
	6 番	赤股 誠司	7 番	雨霧 弘	8 番	山口 靖永		
	9 番	西岡 登士男	10 番	林 一典	11 番	鈴木 勉		
	12 番	臼杵 慶幸	13 番	白川 清茂	14 番	三原 俊雄		
	15 番	西村 登志子	16 番	黒木 輝美	17 番	鈴木 多計士		
			19 番	高橋 豊文				

欠席委員 0名

欠席者

農業委員会事務局職員

事務局長	藤原 道広			
職 員	佐野 崇	岡本 尚士	宇賀 順子	

議案等

議案第1号	農地法第3条2項第5号の別段面積設定の廃止について
議案第2号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第3号	農地法第4条許可申請書審議の件
議案第4号	農地法第5条許可申請書審議の件
議案第5号	非農地証明願承認の件
議案第6号	農用地利用集積計画諮問の件
議案第7号	その他

議事は次のとおり

(開会前あいさつ)

(令和 5 年 2 月 20 日)

会 長 それではただ今より、2 月の定例会を開会します。

出席委員は18名中 18名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。
本日の議事録署名人につきましては、5 番 近藤委員さん、
6 番 赤股委員さん よろしく申し上げます。
本日の議案につきましては、議案第 1 号から議案第 6 号までを御審議いただき、その他として報告を含む案件が 3 件あります。御審議よろしく申し上げます。

会 長 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段面積の廃止について、事務局の説明を求めます。

事務局(佐野) (下限面積廃止 説明)

農地法第 3 条第 2 項第 5 号(下限面積要件)については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(改正法)第 5 条の規定により削除されることとなり、改正法の施行日が令和 5 年 4 月 1 日となったことにより、同日以降改正前の下限面積要件は適用されません。

まんのう町は平成 21 年 12 月に同号で定めた面積に代わる別段面積を 40 アールと公示しており、令和 5 年 3 月 31 日に当該公示を廃止するものとします。

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 1 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 1 号について、原案のとおり承認することに決定しました。ありがとうございました。

会 長 それでは、議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(佐野) (3 条 説明)
(3 条申請)

【番号 1】 所有権移転(売買) 3 筆

■譲渡人 ■譲受人

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 造田字 田 1090 m²他 3 筆 地籍合計 2990 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 7607.9 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.01 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日

令和 5 年 1 月 24 日

■現地調査実施日

令和5年2月6日

■営農計画書（様式第3号）

水稻を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転（贈与） 10 筆

■譲渡人

■譲受人

■譲渡人事由 生前贈与 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 造田字 田 1147 m²他 10 筆 地籍合計 10955 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 19051 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.5 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和5年1月4日

■現地調査実施日

令和5年2月6日

■営農計画書（様式第3号）

水稻を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 200 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号3】 所有権移転（売買） 1 筆

■譲渡人

■譲受人

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 中通字 田 813 m²1 筆 地籍合計 813 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 35473 m²

■自宅から申請地までの通作距離 1 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和5年1月4日

■現地調査実施日

令和5年2月6日

■営農計画書（様式第3号）

水稻を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 165 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号4】 所有権移転（売買） 1 筆

■譲渡人

■譲受人

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 中通字 畑 941 m²1 筆 地籍合計 941 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 35601 m²

■自宅から申請地までの通作距離 1 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和4年11月9日

■現地調査実施日

令和5年2月6日

■営農計画書（様式第3号）

野菜を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 165 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号5】 所有権移転（贈与） 1 筆

■譲渡人 ■譲受人

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 長尾字 田 677 m² 1 筆 地籍合計 677 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 4087 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和5年1月23日

■現地調査実施日

令和5年2月6日

■営農計画書（様式第3号）

水稻を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 200 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号6】 所有権移転（売買） 1 筆

■譲渡人 ■譲受人

■譲渡人事由 公売 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 西高篠字 田 1617 m² 1 筆 地籍合計 1617 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 8221 m²

■自宅から申請地までの通作距離 10 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和4年1月13日

■営農計画書（様式第3号）

水稻を作付予定

■現地調査実施日

令和5年2月6日

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 200 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号7】 所有権移転（売買） 2 筆

■譲渡人 ■譲受人

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 七箇字 田 980 m²他 2 筆 地籍合計 1040 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 8549 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.01 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和4年12月22日
■現地調査実施日
令和5年2月6日
■営農計画書（様式第3号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号8】 所有権移転（贈与） 1 筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 相手方要望 ■譲渡人事由 経営規模拡大
■申請地 七箇字 田 271 m² 1 筆 地籍合計 271 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 17415 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.2 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年2月1日
■現地調査実施日
令和5年2月6日
■営農計画書（様式第3号）
野菜を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 300 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号9】 所有権移転（売買） 1 筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 経営縮小 ■譲渡人事由 経営規模拡大
■申請地 七箇字 田 900 m² 1 筆 地籍合計 900 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 13298 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年2月1日
■現地調査実施日
令和5年2月6日
■営農計画書（様式第3号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号10】 所有権移転（売買） 1 筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲渡人事由 経営規模拡大
■申請地 山脇字 田 968 m² 1 筆 地籍合計 968 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 3391 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.01 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和4年10月5日
■現地調査実施日
令和5年2月6日
■営農計画書（様式第3号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明になります。
番号1から4の担当委員 雨霧委員さん、よろしくお願いします。

雨霧委員 （補足説明3条-1、2）
番号1でございますが、2月15日に現地確認を実施致しました。■■■さんは申請地の3筆において水稻の作付をしておりますが、田植えから籾すりまで作業委託をしており、草刈り水管理を自分で行っているとのこと。今後、農業をするつもりはなく、農地に隣接している■■■さんにこの農地を買ってほしいとの話を勧め、両者の話が成立したため申請に至ったとのこと。番号2でございますが、2月16日に現地確認を実施致しました。■■■さんに話をうかがったところ、父親の■■■さんは98歳という高齢で、農業は全くできないという状態であり、農作業は■■■さんと奥さんと2人で長年行っており、今回生前贈与にしたとのこと。番号3、4につきましては、譲受人が■■■さんであり、申請地の2筆は近くにあるため、一括して説明させていただきます。2月16日に現地確認を行いました。■■■さんに話をお聞きしたところ、この2筆は■■■さんの農地に隣接しているため、■■■さん、■■■さんから買ってほしいとの申し出があり、売買の話がまとまったため、申請に至ったとのこと。以上、詳細につきましては事務局の説明通りです。ご審議よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号5の担当委員 鈴木多計士委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 （補足説明3条-5）
それでは説明致します。2月16日に推進委員の寺嶋さんと一緒に現地を確認し、また■■■さんとお会いし申請内容を確認致しました。■■■さんと■■■さんは姉弟でありまして、■■■さんは女性で高齢でありますので、農地の管理は難しいと思われます。農地は1枚でありまして、約1,500㎡の半分がこの農地にあります。境界に畦はなく平坦で、その農地には排水口がありません。という状況から、今回の申請になりました。ここの耕作につきましては、推進委員の寺嶋さんが、何年も耕作していますので問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号6の担当委員 赤股委員さん、よろしくお願いします。

赤股委員 （補足説明3条-6）
先日、19日に現地の確認に参りました。本人さんとは連絡は取れませんでした。が、規模拡大は間違いないようですので、別段問題はないと思います。詳細につきましては、事務局の説明通りです。ご審議よろしくお願い致します。

- 会 長 続きまして、番号 7 の担当委員 林委員さん、よろしくお願いします。
- 林委員 (補足説明 3 条-7)
2 月 1 9 日の午前中、松崎推進委員さんと 2 人で行って来ました。話の内容は事務局の説明通りで、何も問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。
- 会 長 続きまして、番号 8 と 9 の担当委員 鈴木勉委員さん、よろしくお願いします。
- 鈴木委員 (補足説明 3 条-8、9)
それでは説明申し上げます。■■■■さん、■■■■さんの件につきましては、
昨年 9 月の申請の残りの申請になりまして、271 m²を■■■■さんに贈与するという申請でございます。
番号 9 の■■■■さん、■■■■さんの申請につきましては、番号 8 で■■■■さんの田んぼが贈与で減ったことで、少しでも規模拡大したいということで、■■■■さんの田んぼを交換という形で購入するということでございます。詳細につきましては、事務局の説明通りですので、ご審議の程よろしくお願い致します。
- 会 長 続きまして、番号 10 の担当委員 臼杵委員さん、よろしくお願いします。
- 臼杵委員 (補足説明 3 条-10)
それでは説明させていただきます。先日 1 5 日に、■■■■さんにお会いして話しをお聞き致しました。自宅の前が今回の件にあてはまりますが、■■■■さんから譲り受けたのが自分のところの家の前で、■■■■さんが耕作されたのを委託状態でありましたので、今回手放されるという話をして、■■■■さんが譲り受けることになりました。詳細につきましては、事務局の説明通りです。今回の案件は妥当だと思いますので、よろしくお願い致します。1 8 日に、■■■■さんにお会いして、申請の確認をさせていただきました。詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。
- 会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 2 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第 2 号について、原案のとおり許可することに決定しました。ありがとうございました。
- 会 長 続きまして、議案第 3 号、農地法第 4 条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(岡本) (4 条 説明)
(4 条申請)
番号 1 (農家住宅の敷地拡張) ※無断転用解消事案

- *申請地：川東字■■■■田 209 m² 計 299 m²
併せ地 463.77 m² (宅地)
- *農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日 (令和 5 年 1 月 27 日)
- *農地区分：第 2 種農地～役場美合出張所より、南東側約 1 k m に位置し、国道 438 号線沿いにある農地
- *申請目的：敷地拡張
～申請人は併せ利用地を含め、申請地を令和 4 年に相続により取得しているが、取得前の平成 7 年から申請地は宅地として利用されており、所有物件の確認をしたところ申請地が農地法の手続き未了であることが判明したため、正式に法令手続きをとり、地目を現況どおりに変更するため申請に至った。
- *登記簿添付：申請地～1 筆
(申請地) ～令和 5 年 2 月 1 日法務局発行 (3 箇月以内)
■■■■ ～令和 4 年 11 月 5 日 相続により取得
(併せ地) ～令和 5 年 2 月 1 日法務局発行 (3 箇月以内)
■■■■ ～令和 4 年 11 月 5 日 相続により取得
- *被害防除計画書添付済 (調整を了している)
- *申請地：盛土～整地済
擁壁～整地済
- *排水計画：雨水：ため柵設置し隣接水路へ放流
汚水：単独浄化槽設置して隣接水路へ放流
- *資金調達計画：預金通帳の写し
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：土地改良区に属していない
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付
- *無断転用に関する始末書添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員、西岡 委員さん、よろしくお願いします。

西岡委員 (補足説明 4 条-1)
それでは説明させていただきます。■■■■さんは、身体の調子が悪いということで■■■■の自宅に行って話をお伺いしました。こうなる状態になったのはお父さんから相続するまで、ご本人が知らなかったようです。奥さんともお話をしました。後々家を建てたいということです。ご審議よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 3 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 3 号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長

続きまして、議案第4号、農地法第5条許可申請書審議の件を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局(岡本)

(5条 説明)

(5条申請)

番号1 (車両回転場、駐車場、車両通行路) / 【使用貸借権設定】

*申請地：吉野字 他1筆 地目 田・畑 計1153㎡

併せ地：2606.53㎡ (宅地)

*農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日 (令和5年1月27日)

*農地区分：第2種農地～町立満濃南こども園より北側約80mに位置し、県道炭所東琴平線沿いにある併用地隣接農地

*申請目的：車両回転場、駐車場、車両通行路

～借人は現在、申請地の北側に隣接している工場で製造業等を営む法人です。製品の大型化に伴い大型トラックやトレーラーでの運送が増加し、現在の工場地では大型車両の回転や積み込みができないので、工場前の県道にて積み込みの為、周囲に危惧な状態となっている。そこで、工場用地の拡張を計画したところ、隣接地で貸人である母親名義の申請地を利用することに同意が得られたことから本申請に至った。

*登記簿添付：申請地～2筆

(申請地)～令和4年11月14日法務局発行 (3箇月以内)

～令和3年12月6日 相続による所有権移転

他1筆

(併せ地)～令和5年1月27日法務局発行 (3箇月以内)

～平成8年11月17日 相続により取得

他4筆

*被害防除計画書添付済 (調整を了している)

*申請地：盛土～建設残土 t=0.25m

擁壁～なし

*排水計画：雨水：自然浸透と自然流下、排水U字溝で水路へ放流

汚水：なし

*資金調達計画：造成費 万円で合計 万円となり、

預金通帳添付

*確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決

*土地利用計画図添付

*土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区添付

*排水承諾書：地元水利組合押印添付

番号2 (車両整備工場、駐車場、冷蔵倉庫) / 【所有権移転】

*申請地：吉野字 他7筆 地目 田 計8181㎡

併せ地：7756.24㎡ (宅地等)

*農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日 (令和5年1月27日)

*農地区分：第2種農地～町立満濃南小学校より南東側約1kmに位置し、県道財田まんのう線沿いにある併用地に隣接した農地

*申請目的：車両整備工場、駐車場、冷蔵倉庫

～申請人は運送業を営む法人です。顧客からの受注が増えており、急激な需要に応えるために、冷蔵倉庫が必要となった。また、車両台数も増やしたことから整備及び駐車スペースが慢性的に不足し、業務に支障が出ている。安全に作業するためのスペースの確保が急務となっている。そこで計画に見合う土地を探したところ、高齢による経営規模

縮小を考えている隣接地の譲渡人との意向が合致し、売買による所有権移転に同意が得られたことから本申請に至った。

本申請は 10 月 20 日に申請された案件が取り下げられて、冷蔵倉庫が追加となる申請です。

＊登記簿添付：申請地～8 筆

(申請地) ～令和 4 年 12 月 2 日法務局発行 (3 箇月以内)

～平成 30 年 8 月 16 日 相続による所有権移転

他 7 筆

(併せ地) ～令和 4 年 12 月 2 日法務局発行 (3 箇月以内)

～令和 2 年 11 月 28 日 売買により取得

他 7 筆

＊被害防除計画書添付済 (調整を了している)

＊申請地：盛土～花崗土、建設残土盛土 $t=0.30\text{m}$

擁壁～小型重力式コンクリート擁壁 ($H=2.05\text{m}\sim 3.04\text{m}$)

＊排水計画：雨水：北側に勾配を取り、新設 U 型側溝で北西側柵から計画地を横断している水路へ放流

柵を設置し県道側水路に放流

汚水：県道内に污水管に接続し放流

＊資金調達計画：土地代 万円、造成費 万円、建築費 万円で合計 万円となり、融資証明添付

＊確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決

＊土地利用計画図添付

＊土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区添付

＊排水承諾書：地元水利組合押印添付

番号 3 (分家住宅) / 【使用貸借権設定】

＊申請地：岸上字 田 434m^2

＊農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日 (令和 5 年 1 月 27 日)

＊農地区分：第 2 種農地～町立満濃南小学校より南側約 700m にある町道沿いにある農地

＊申請目的：分家住宅

～借人は現在、町外の借家に居住しているが、高齢の両親の面倒を見るため、両親宅近くで住宅建設の計画を立てた。候補地の選定にあたり、父親名義の申請地が譲受人の両親宅付近であり宅地として利用することに同意が得られたことから本申請に至った。

＊登記簿添付：申請地～1 筆

(申請地) ～令和 5 年 1 月 18 日法務局発行 (3 箇月以内)

～令和 1 年 10 月 29 日 売買による所有権移転

＊被害防除計画書添付済 (調整を了している)

＊申請地：盛土～花崗土盛土 $t=0.47\text{m}$

擁壁～コンクリート擁壁 ($H=0.82\text{m}$)

＊排水計画：雨水：敷地内に溜柵を設置し、北東側水路へ放流

汚水：合併浄化槽を設置し、北東側水路へ放流

＊資金調達計画：造成費 万円、建築費 万円で合計 万円となり、住宅ローンの事前審査結果添付

＊確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決

＊土地利用計画図添付

＊土地改良区意見書：まんのう町土地改良区、満濃池土地改良区、香川用水土地改良区添付

＊排水承諾書：地元水利組合押印添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。
す。 番号1と2の担当委員、高橋 委員さん、よろしくお願いします。

高橋委員 (補足説明 5条-1、2)
去る16日に、推進委員の渡邊さんと現地確認を致しました。番号1の[]
[]さんにお会い致しまして、隣接している道路で道が丁度カーブにな
っていきまして、大変危険でよく事故を起こしていたようです。そんな訳で、工
場の南側にある農地の転用にいたりしました。車の駐車場並びに敷地拡張をする
ということでありました。後は事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。
番号2ですが、これも推進委員の渡邊さんと一緒に、[]さんにお
話をお聞き現地確認を致しました。今回、[]の前の道を挟んで2か所、
転用地があります。満濃池に向かって西側に駐車場、整備工場にしたいという
ことです。東側には冷蔵庫を設置したいということです。お話を聞きますと、
冷凍食品がメインかと思いましたが、現在農業法人の荷物で生鮮野菜を運搬し
ています。小袋に入れて冷蔵庫へ入れ、量販店のラムーなどのスーパーへ納品
しています。従業員も[]人あまりいて、車も大変多いそうです。そういった
設備が必要だそうです。後は事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号3の担当委員、松浦 委員さん、よろしくお願いします。

松浦委員 (補足説明5条-3)
2月16日に現地確認を行い、[]さんと会いしました。今回[]が
実家の東側へ家を建てるということで、農地を確認し今まで農地は近所の人が
耕作をしていて、農地は現在きれいに管理されていました。後は、事務局の説
明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ご
ざいませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第4号について、原案のと
おり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第4号について、原案のとおり許可相当として県
知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第5号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説
明を求めます。

事務局(岡本) (非農地証明 説明)
(非農地証明願)

番号1(山林)／第2種農地(荒廃)

*申請地：岸上字[] 畑 3332 m²

*農地区分：第2種農地：椿谷集会所より東側約500mに位置し、周囲を山林に囲
まれた農地。

＊申請目的：山林（荒廃）

～本申請地は、以前は両親が柿の木を植え収穫していましたが、亡くなってからは手付かずで荒廃しており、地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付～令和５年１月３０日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ ３ 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

＊証明書：近隣農家の証明（令和４年１２月３１日）

番号２（山林）／第１種農地（荒廃）

＊申請地：追上 他 7 筆（畑）計 23566 m²

＊農地区分：第２種農地：道の駅「空の夢もみの木パーク」より南側約 300m～500m に位置し周囲を山林に囲まれた農地。

＊申請目的：山林（荒廃）

～本申請地は、平成５年頃まではタケノコの収穫をしていましたが、労力不足となり耕作放棄となり荒廃山林化していますので、地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付済～令和４年１２月２７日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ ３ 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

＊証明書：近隣農家の証明（令和５年２月７日）

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号１の担当委員、松浦 委員さん、よろしくお願いします。

松浦委員 (補足説明 非-1)
2月１７日に現地確認をし、さんとお会いしました。20年前までは柿を作っていましたが、お父さんが亡くなってからは放置されており、今現在は竹が生い茂っており、中に入れる状態ではありません。以上です。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号２の担当委員、臼杵委員さん、よろしくお願いします。

臼杵委員 (補足説明 非-2)
先日、最適化推進委員の増田稔さんと同行して現地確認を行いました。この土地以降は、農地利用状況調査の令和３年、令和２年、令和元年、平成３０年等で色付けされている土地で、その隣接地である土地は竹林になり、日照が悪く耕作できる状態ではありません。自治会長にも確認を取りまして、この辺りは耕作できない状態でありますので、よろしくお願い致します。

- 会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第5号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございます。
- 会 長 続きまして、議案第6号、農用地利用集積計画諮問^{しもん}の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(宇賀) (利用権設定 説明)
- 会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第6号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第6号について、原案のとおり決定しました。ありがとうございます。
- 会 長 続きまして、議案第7号その他の件に移りたいと思います。その他の1番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。
- 事務局(宇賀) (合意解約・返還通知について説明)
- 会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質問等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、その他の1番について、承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、その他の1番については、承認されました。ありがとうございます。
- 会 長 続きまして、その他の2番、経営改善計画認定申請書等の審査について、事務局の説明を求めます。

事務局(庄) (認定農業者 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の２番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の２番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の３番、農用地利用計画の変更について、事務局の説明を求めます。

事務局(高木) (農用地計画変更説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の３番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の３番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局(藤原) (来月日時等説明)

来月の予定につきましてお知らせ致します。

農地法申請	3月 3日(金)	締め切り
定例会	3月20日(月)	午前9時30分から

会 長 (閉会あいさつ)

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。